

平成 14 年 12 月 3 日
J I C A 企画・評価部

J I C A 環境社会配慮ガイドライン第 1 回改定委員会議題
(平成 14 年 12 月 3 日 (火)、午後 2 時? 5 時、国際協力事業団 11ABCD 会議室)

1. JICA あいさつと趣旨の説明
2. 委員長あいさつ
3. 委員紹介
4. 議論の進め方
5. JICA 環境社会配慮ガイドラインの改定についての説明 (資料 1)
6. JICA 環境社会配慮の歴史的経緯と現状についての説明 (資料 2)
7. 第 2 次環境分野別援助研究会の提言についての説明 (資料 3)
8. J I C A 事業プロセスと本ガイドラインの適用範囲についての説明 (資料 4)
9. 本ガイドライン改定に対する JICA の基本的考え方の説明 (資料 5)
 - (1) 環境社会配慮の実施主体者
 - (2) 環境アセスメントへの支援の範囲
 - (3) 先方政府に対する環境社会配慮の働きかけ
 - (4) 情報公開の促進
 - (5) ガイドラインの適切な実施・遵守の確保
 - (6) JBIC や国際機関等のガイドラインとの整合性
 - (7) その他
10. 第 2 回改定委員会の開催について (資料 6)
11. その他

以上

環境社会配慮ガイドラインの改定について

1. 経緯

1988年に分野別（環境）援助研究会を開催し、環境アセスメントの実施が提言された。その提言に基づき1990年以降（94年3月まで）、開発調査の主に事前調査段階を対象として、20セクターについて「環境配慮ガイドライン」を作成した。右ガイドラインに基づき初期環境調査や環境影響評価に対する支援調査を行う他、環境影響団員の配置を行う等、環境配慮の強化に取り組んできた。

その後の環境問題を取り巻く状況の変化により、新たな環境協力に関する方針を打ち出す必要性が高まり、1999年10月に第二次環境分野援助研究会を設置し、環境配慮ガイドラインとの関連においては情報公開、環境対処能力の向上、JICA事業の改善等が提言された。

以上を背景に、ガイドラインの改定を行う。

2. 検討方針

- (1) 日本のODA政策との整合性を図る。
- (2) JICA事業全般を対象とした基本方針、目的、手続き、情報公開等を明確化。
- (3) 国際協力銀行(JBIC)ガイドライン(対象セクターを含む)等との整合性を確保。

3. 主な検討の内容

- (1) 技術協力案件検討時の環境社会レビュー
- (2) 環境アセスメントへの支援（技術協力）
- (3) 情報公開のあり方
- (4) ガイドラインの運用に必要なJICAの実施体制の整備の方向性。

4. 改定委員会の設置

NGOを含む外部有識者から構成される改定委員会を設置する。改定委員会は公開し、オブザーバーの参加を認めるとともに、その結果をホームページを通じて公開し、一般の意見を広く求める（改定委員会設置要項(案)参照）。

5. スケジュール

平成14年12月末迄にガイドラインの基本方針と構成を作成し、平成15年3月中に成果品を完成させる予定。

JICA環境社会配慮ガイドライン（仮称）に関する改定委員会設置要項（案）

1. 設置目的

JICA環境社会配慮ガイドライン（仮称）に対し、専門的な見地から当事業団に対し必要な助言を行い、当ガイドラインの策定に貢献することを目的とする。

2. 構成

委員会のメンバーは以下のとおり。委員会に委員長を置く。委員長は、議事を司る。

委員長	國島 正彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
委員	原科 幸彦	東京工業大学総合理工学研究科教授
委員	森嶋 彰	広島修道大学人間環境学部教授
委員	吉田 恒昭	拓殖大学国際開発学部教授
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員	澤井 克紀	国際協力銀行環境審査室環境2班課長
委員	作本 直行	アジア経済研究所主任研究員
委員	片山 徹	社団法人海外環境協力センター専務理事
委員	高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター
委員	川村 暁雄	APEC モニターNGO ネットワーク
委員	石田 恭子	環境・持続社会研究センター
委員	西井 和裕	フィリピン情報センター
委員	沼田 幹男	外務省経済協力局技術協力課長
委員	石井 哲也	外務省経済協力局開発協力課長
委員	小原 雅博	外務省経済協力局無償資金協力課長
委員	木下 良智	農林水産省総合食料局国際協力課長
委員	櫻井 繁樹	経済産業省貿易経済協力局技術協力課長
委員	藤森 祥弘	国土交通省総合政策局国際建設課長
委員	伊藤 松博	国土交通省総合政策局国際協力課長
委員	小川 晃範	環境省地球環境局環境協力室長
委員	田中 研一	国際協力事業団国際協力専門員

3. 活動内容

1990 年以降の JICA 環境配慮ガイドラインの作成と、現在までの見直しの経緯、及び 2002 年 4 月の国際協力銀行の環境社会配慮ガイドラインとの調整を考慮に入れつつ、JICA 事業全般を対象としたガイドラインの作成への助言を行う。

4. 活動スケジュール

平成14年度末のガイドラインの作成を目指して、平成14年12月から平成15年3月まで、5回程度開催する。具体的な日程については、委員会において今後の検討の進捗も踏まえつつ随時決定する。

5. 情報公開

改定委員会は公開し、オブザーバーの参加を認めるとともに意見を求める。また、委員会の結果をホームページを通じて公開し、一般の意見を広く求める。

6. 庶務

委員会の庶務は、国際協力事業団企画・評価部環境・女性課で処理する。

以 上

JICA 環境社会配慮の歴史的経緯と現状

項目	内容
環境社会分野の取り組み体制	ガイドライン導入以前も、事業特性に応じて環境社会配慮を行っていた。1988 年に第 1 次の、1999 年に第 2 次の環境分野援助研究会を設置し、環境協力への提言を行った。また、1997 年と 1998 年には、開発調査事業における環境配慮強化に向けて検討を行った。なお、専門家養成研修や職員研修を通じて、人材養成を行っている。
環境配慮ガイドライン	1990 年の「ダム建設計画に係る環境インパクト調査に関するガイドライン」以降 1994 年にかけて、開発調査の事前調査を対象に 20 セクターのガイドラインを作成。スクリーニングやスコーピングの調査手法が導入された。
情報公開	事前調査時と最終時の報告書を図書館で公開。
ガイドラインの運用状況	ガイドラインの運用については、先方政府に環境配慮に関する提言を行うことを含めて、各事業部が事業特性に応じて判断を行っている。
住民参加	程度の差はあるものの、技術協力案件の特性（住民参加型案件含む）に応じた対応を行っている。
技術協力案件の形成	事業部の判断により、調査団や専門家の派遣を通じて環境社会配慮の支援をしている。
要請検討	事業部、地域部、必要に応じて環境・女性課も検討を行っている。しかしながら、環境・女性課が全要請の検討を行うためにはマンパワーが不十分である。
環境アセスメントへの支援	統一的な分類基準はないものの、支援する内容については事業部がケースバイケースで判断し行っている。
フォローアップ調査	開発調査の終了したプロジェクトについて、フォローアップ調査を実施している。

第2次環境分野援助研究会の提言（2001年8月）

1. 透明性の確保と情報の公開

技術協力案件リストやその概要、事前評価の結果、終了時点での評価等をホームページへ掲載し、その活動内容や実績・成果を広く知らしめるとともに、国民から寄せられる疑問・質問に積極的に答えるために必要な体制作り。

2. 地域別、国別、セクター別アプローチ及びプログラム・アプローチ

当該地域の特殊性や相手国の現状を相対的に把握した上での案件の形成と実施の必要性。

3. 環境対処能力の向上

プログラム・アプローチや参加型アプローチの重要性を強調。また、途上国の自助能力の向上のために、協力の過程を重視。

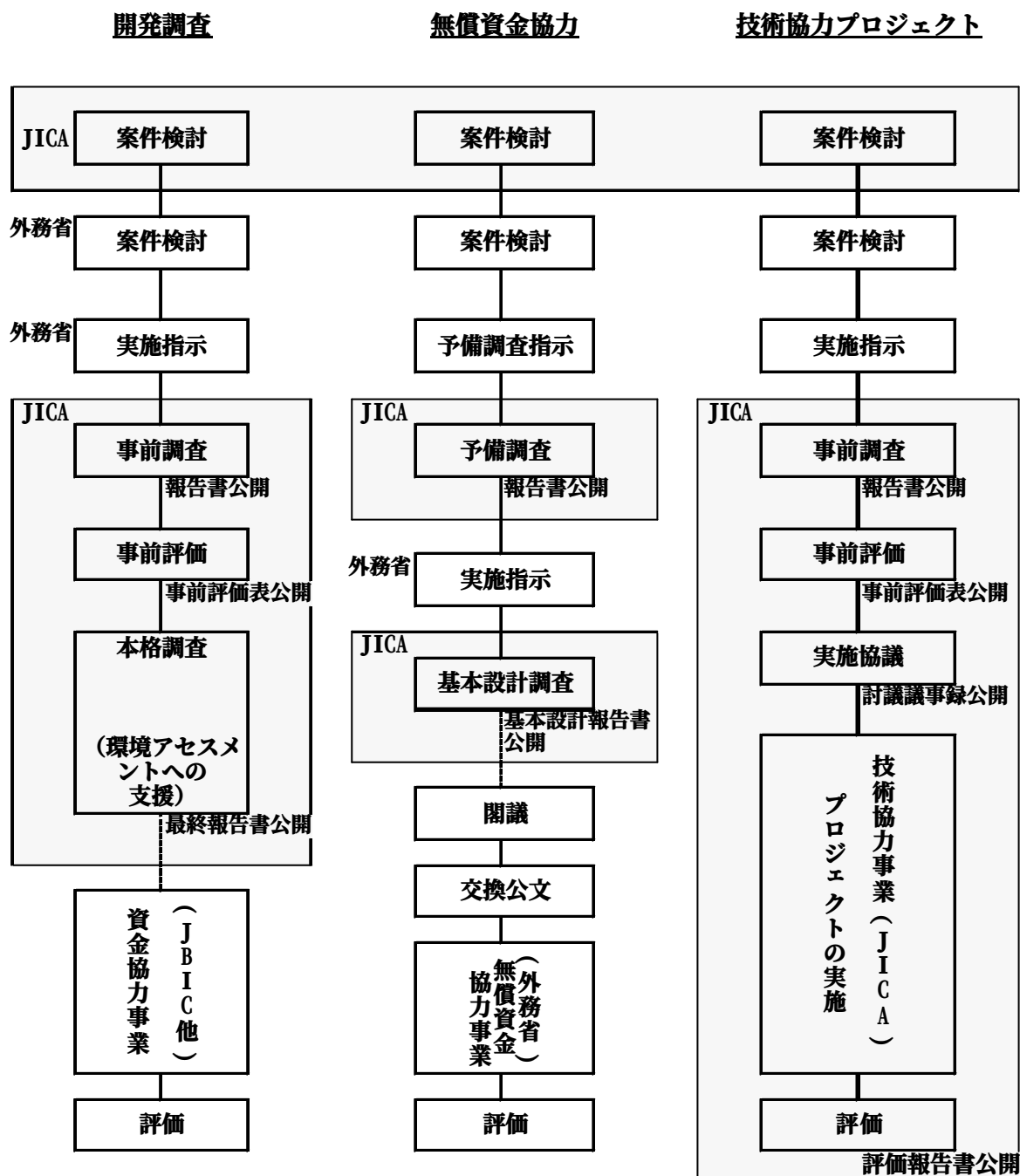
4. JICA 事業の改善

幅広い環境分野を包括した支援フレームワークの作成。

住民移転を含んだ社会面への配慮。

報告書案や最終報告書のホームページでの公開等、情報の提供と公開。

JICA関連事業のプロセスとガイドラインの適用範囲



: JICAガイドライン適用範囲

ガイドライン改定に対する J I C A の基本的考え

(1) 環境社会配慮の実施主体者

環境社会配慮の実施主体は先方政府であり、J I C A は先方政府が行う配慮を支援する立場。本ガイドラインは、JICA が行う支援に適用され、JICA は本ガイドラインを遵守する義務がある。

(2) 環境アセスメントへの支援の範囲

技術協力案件が環境や社会に与える影響の程度や先方の実施体制に応じて、先方政府の実施する環境アセスメントに対して適切な支援を行う。

(3) 先方政府に対する環境社会配慮の働きかけ

事業の各段階において、適切な環境社会配慮が確保されるよう先方政府に働きかける。また、先方政府の環境社会配慮が不適切と判断される場合には、先方政府及び我が国政府に対して案件の中止を求める。

(4) 情報公開の促進

事業の各段階での報告書をすみやかに公開する。

(5) ガイドラインの適切な実施・遵守の確保

環境社会配慮を支援する機能の強化等、ガイドラインの適切な実施と遵守を確保する体制のあり方を検討する。

(6) JBIC や国際機関等のガイドラインとの整合性

基本方針、目的、基本的考え方、スクリーニングの基準、環境社会配慮を支援する内容等は、J B I C 等の参考とすべきガイドラインとの整合性を図る。

第2回改定委員会の開催について

1. 日時

平成14年12月18日(水) 10:00-13:00

2. 場所

JICA 国際協力総合研修所 大会議室

〒162-8433 新宿区市谷本村町10-5

TEL.03(3269)2911(代)

3. 議題

- (1) JICA 環境社会配慮ガイドラインの基本方針と構成
- (2) その他



JR 中央線「市ヶ谷」徒歩 10 分

営団有楽町線「市ヶ谷」6 出口、4 出口徒歩 10 分

営団南北線「市ヶ谷」6 出口 徒歩 10 分

都営新宿線「市ヶ谷」A1-1、4 出口徒歩 10 分

都営新宿線「曙橋」A3 出口 徒歩 12 分